

5 / 6号機 サブドレン設備の復旧について

2020年 3月19日
東京電力ホールディングス株式会社



1. 5・6号機サブドレンピットの水質について



- 各ピット水中の主要核種（Cs-134, Cs-137, Sr-90, H-3）の告示濃度限度比（左図）は1～4号機サブドレンピット水を大きく下回っていた

図 5・6号機サブドレンピット毎の主要核種の告示濃度限度比

表 5・6号機サブドレンピット全23ピットコンポジット試料の告示濃度限度比（48核種）

対象ピット	告示濃度限度比								合計
	主要核種				44核種				
	Cs-134	Cs-137	Sr-90	H-3	小計	検出等	未検出	小計	
1～4号機サブドレンピット ※No.1,30,37,57 及び49（申請中）を除く	1.8	4.1	0.23	0.0060	6.1	0.025 (5核種)	0.50未満 (39核種)	0.53未満	6.7未満
5・6号機サブドレンピット 全23ピット	0.001未満	0.0048	0.00097未満	0.000065	0.0068未満	0.00000054 (2核種)	0.16未満 (42核種)	0.16未満	0.17未満

- 5・6号機サブドレンピットに対する1～4号機建屋滞留水の混入は考えられないが、念のため全ピットのコンポジット試料の48核種測定を行った
- 上表のとおり、Cs-137及びH-3以外は検出下限値未満であり、既認可の1～4号機サブドレンピットの告示濃度限度比を大きく下回っていた
- この結果から5・6号機サブドレンピット水をサブドレン等浄化設備に移送した場合でも排水基準を超えることはないとする